

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理(健康増進)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神河町は、健康管理(健康増進)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

兵庫県神河町長

## 公表日

令和7年12月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(健康増進)に関する事務
②事務の概要	神河町は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業実施に関する事業 ・健康診査、がん検診等を実施し、情報管理をする。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表111の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく主務省令 第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 総務課 電話:0790-34-0001 ファクス:0790-34-0691 E-mail:soumu@town.kamikawa.hyogo.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地 神河町役場 健康福祉課 電話:0790-32-2421 ファクス:0790-31-2800 E-mail:kenkou_fukusi@town.kamikawa.hyogo.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

○ 「特  
ない。  
○ 「特

## IV リスク対策

る場合

○「典  
措置  
・組織  
組  
措  
・人的  
事

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

次のよ

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにアクセスが可能な職員は、ID・パスワードによる認証によって限定しており、権限のない者(アクセス権限のない職員等)による不正な閲覧等を防止している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	平成27年6月24日	平成29年7月25日	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	実施する	実施しない	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号、別表第二の48、50の項		事後	
平成29年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (2)所属	健康福祉課 課長 大中昌幸	健康福祉課 課長 桐月俊彦	事後	
平成30年6月28日	公表日	平成30年3月26日	平成30年6月28日	事後	
平成30年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年6月28日	令和1年6月28日		見直し
令和1年6月28日	I -5-②	健康福祉課 課長 桐月俊彦	課長	事後	
令和1年6月28日	II -1	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II -2	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV -1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV -2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -3-1 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報と		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -3-2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員)		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -5		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -6-1 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -6-2 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -7		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -8		○自己点検 ○内部点検	事後	
令和1年6月28日	IV -9		十分である	事後	
令和2年8月27日	公表日	令和1年6月28日	令和2年8月27日		見直し
令和2年8月27日	II -1	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年8月27日	II -2	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	公表日	令和5年8月4日	令和5年8月4日		見直し
令和5年8月4日	II -1	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	II -2	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月18日	I -1②	神河町は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	神河町は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月)	事後	
令和6年7月18日	I -3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月)	事後	新見市参照
令和6年7月18日	II -1	令和5年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年7月18日	II -2	令和5年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年6月6日	公表日	令和6年8月4日	令和7年7月1日		見直し
令和7年6月6日	I -1-④-①	実施しない	実施する	事後	見直し
令和7年6月6日	I -1-④-②		番号法第19条第8項に基づく主務省令 第2条の表139の項	事後	見直し
令和7年6月6日	II -1	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年6月6日	II -2	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年11月1日	公表日	令和7年6月6日	令和7年12月18日		見直し
令和7年11月1日	II -1	令和7年7月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年11月1日	II -2	令和7年7月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	